

滋賀労働



第19回滋賀県障害者技能競技大会 (アビリンピック滋賀2020) 表彰式

各賞の受賞者 (◎：知事賞受賞者)

(敬称略)

競技種目	金賞	銀賞	銅賞
電子機器組立	小山 せなみ パナソニックアソシエイツ滋賀(株)	鈴木 久史 パナソニックアソシエイツ滋賀(株)	長谷川 享史 パナソニックアソシエイツ滋賀(株)
製品パッキング	佐藤 奈穂美 (◎) (株)クレール	川村 誠也 滋賀小林精工(株)	今橋 正一 (株)クレール
喫茶サービス	山口 実玖 (◎) 滋賀県立甲南高等養護学校	芝田 脩平 日本精工(株) 大津工場	竹内 典子 (株)クレール
オフィスアシスタント	前田 伊吹樹 (◎) (株)クレール	宇田 琴美 (学)関西福祉学園 働き教育センター甲賀	黒崎 友哉 日本精工(株) 大津工場
縫製	西岡 愛織 (◎) 日東ひまわり亀山株式会社 滋賀事業所	川村 菜摘 滋賀県立長浜北星高等養護学校	—
木工	住友 滉城 (◎) 滋賀県立長浜北星高等養護学校	—	—
ビルクリーニング	松本 桜 (◎) (株)ニッパツ・ハーモニー	小倉 勇希 日東ひまわり亀山(株) 滋賀事業所	西 椎奈 (学) 関西福祉学園働き教育センター大津
ワード・プロセッサ	安井 謙治 大津地方事務所	佐々木 亮二 (学)関西福祉学園 働き教育センター甲良	—
表計算	佐野 亮 (◎) パナソニックアソシエイツ滋賀(株)	—	—
パソコンデータ入力	小久保 恵理 草津市役所	大原 尚史 (株)SCREENビジネスエキスパート	—
DTP	諏訪 陽子 (◎) (株)日本ケイテム	倉田 ゆかり (特非) アイ・コラボレーション	田中 雄一郎 (特非) アイ・コラボレーション

「第19回滋賀県障害者技能競技大会(アビリンピック滋賀2020)」(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部主催、滋賀県共催)の表彰式が令和3年1月25日(月)に執り行われ、各部門の成績優秀者22名(欠席者4名)に金、銀、銅の各賞、また、8名に滋賀県知事賞が授与されました。

この大会は、障害のある方々が日ごろ培った技能を競い合うことにより、職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として毎年開催しています。

今大会では総勢86名の選手が11種目で技能を競い合いました。

なお、今大会の結果により今年12月17日(金)から20日(月)に東京都で開催される「第41回アビリンピック全国大会」へ出場する選手が選考されます。



▲令和3年1月25日(月) 表彰式(東館7階大会議室)

目次

- P1 表紙 第19回滋賀県障害者技能競技大会(アビリンピック滋賀2020)表彰式
- P2 令和3年3月1日から障害者の法定雇用率が引き上げられました
- P3 36協定届が新しくなります。
令和3年4月から、建築物の解体工事等には原則、全ての現場で「工事開始前の石綿の有無の調査」が義務付けられます。
- P4 「配偶者手当」の在り方について
- P5 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について
すまいる・あくしゅん宣言登録企業・団体等を募集します
- P6 出向・移籍(転籍)のお手伝い!人材の確保、従業員の再就職支援を行っています。
- P7 東京圏からの人材を採用したい企業を募集!!
シルバー人材センターからのお知らせ
- P8 滋賀労働局からのお知らせ 労働保険料の手続きは「電子申請」が便利です。
障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請
- P9 ハラスメント防止関連公開セミナーのご案内
生産性向上支援訓練のご案内
- P10 労働相談Q&A
- P11 労働委員会だより
- P12 令和3年度滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金のご案内
令和4年3月大学等卒業予定者対象求人提出のお願い

事業主の皆様へ

令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げられました

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わりました。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% →	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% →	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% →	2.5%

また併せて、下記の点についてもご注意ください。よろしくお願いいたします。

留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

▶ 従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

- A1. ①令和2年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和3年4月1日から同年5月15日までの間）
令和3年2月以前については現行の法定雇用率（2.2%）、
令和3年3月のみ新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。
- ②令和3年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和4年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000691446.pdf>



（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。

▶ URL：<https://www.ref.jeed.or.jp/>



厚生労働省・滋賀労働局・ハローワーク

【お問合せ先】滋賀労働局職業安定部職業対策課 TEL 077-526-8686

2021年4月～

36協定届が新しくなります!

※時間外・休日労働に関する協定届

2021年4月1日から36協定届には“新たなチェックボックス”へのチェック☑が必要です!

36協定届における押印・署名の廃止

▶労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。
※記名はしていただく必要があります。

36協定の協定当事者に関するチェックボックスの新設

▶36協定の適正な締結に向けて、労働者代表(※)についてのチェックボックスが新設されます。
※労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者

36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

✓労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法(記名押印又は署名など)により36協定を締結すること

過半数代表者の選任にあたっての留意事項

✓管理監督者でないこと
✓36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
✓使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

〈留意事項〉※ 施行日以後に、旧様式を使用する場合

施行日以後に、旧様式を使用する場合には、旧様式に直接チェックボックスの記載を追記するか、チェックボックスの記載を転記した紙を添付して届け出することもできます。【下記参照：旧様式添付用のチェックボックスの記載文】

時間外・休日労働に関する協定届(様式第9号、第9号の2、第9号の3、第9号の4、第9号の5)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□(チェックボックスに要チェック)

☞ 36協定届様式のダウンロード

労働基準関係主要様式 検索



【お問合せ先】

大津労働基準監督署 (077-522-6616) 彦根労働基準監督署 (0749-22-0654)
東近江労働基準監督署 (0748-22-0394) 滋賀労働局監督課 (077-522-6649)

建設業の事業主の皆さまへ

令和3年4月から、建築物の解体工事等には原則、全ての現場で「工事開始前の石綿の有無の調査」が義務付けられます。

改正後の規制(改正石綿障害予防規則)

* 下線部が改正事項

石綿飛散の危険性

高 ← 低

レベル1 建材

石綿含有吹付け材

レベル2 建材

石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材

けい酸加珪酸板第1種(破碎時) 仕上塗材(電動工具での除去時)

レベル3 建材

スレート、Pタイル、ケイ酸カルシウム板1種等
その他石綿含有建材

計画届の提出 * 14日前まで
(レベル2まで拡大)

事前調査結果等の報告

(床面積80㎡以上の建築物の解体工事または請負金額100万円以上の建築物の改修工事、請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る)

■事前調査の実施 * 調査方法を明確化 * 資格者による調査 調査結果の3年保存、現場への備え付け
■作業計画の作成 作業計画に基づく作業状況などの写真などによる記録・3年保存
■掲示 ■作業時に建材を湿潤な状態にする ■マスク等の使用 ■作業主任者の選任 ■作業者に対する特別教育の実施 ■健康診断の実施

■作業場所を隔離し、負圧を維持
■集じん・排気装置の初回時・変更時の点検
■作業前・作業中断時の負圧点検
■隔離解除前の取り残し確認

作業場所の隔離

詳細は、大津労働基準監督署 (077-522-6678) 彦根労働基準監督署 (0749-22-0654)
東近江労働基準監督署 (0748-41-3366) 又は滋賀労働局 健康安全課 (077-522-6650) までお問合せください。

「配偶者手当」の在り方について

企業の実情も踏まえた検討をお願いします～女性の活躍を促進していくために～

女性の就業が進むなど社会の実情が大きく変化している中で、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」については、税制・社会保障制度とともに、女性パートタイム労働者の就業調整の要因となっていると指摘されています。

税制・社会保障制度については、配偶者控除等の見直しや被用者保険の適用拡大などの制度改正が行われており、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」についても、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることが望まれます。

各企業におかれましては、労使において「配偶者手当」の在り方の検討を行っていただくため、厚生労働省において取りまとめた「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」の趣旨をご理解の上、企業の実情も踏まえて労使で真摯な話し合いを進めていただくようお願い申し上げます。

就業調整の実態とその影響

有配偶女性パートタイム労働者の22.8%は、税制、社会保障制度、配偶者の勤務先で支給される「配偶者手当」などを意識し、その年収を一定額以下に抑えるために就労時間を調整する「就業調整」を行っています。

就業調整の理由

有配偶女性パートタイム労働者のうち、就業調整をしている人が就業調整をする理由には、以下のようなものがあります

就業調整をする理由	割合 (複数回答)
自分の所得税の非課税限度額（103万円）を超えると税金を支払わなければならないから	55.1%
一定額（130万円）を超えると配偶者の健康保険、厚生年金等の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならないから	54.0%
一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除が無くなり、配偶者特別控除が少なくなるから	44.8%
一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから	23.4%

【厚生労働省「平成28年パートタイム労働者総合実態調査」より】

就業調整の影響

就業調整が行われていることにより、以下の例のようにさまざまな影響が生じています。

- ・パート労働者を多く雇用する企業では、繁忙期である年末の人材確保に苦慮している。
- ・正社員など、同じ職場の労働者の負担が増えている。
- ・パートタイム労働者全体の賃金相場の上昇に、抑制的に機能する可能性がある。
- ・女性がその持てる能力を十分に発揮できない要因の1つとなっている。
- ・日本経済全体にとっても、人的資源を十分に活用できていない状況をもたらす。

「就業調整」は、結果としてパートタイム労働をしている女性の能力発揮の妨げとなるとともに、他の労働者の負担増などの影響を生じさせていると考えられます。

詳しくは、厚生労働省HPをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/haigusha.html>



【お問合せ先】滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL 077-523-1190

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置について

滋賀労働局雇用環境・均等室

★ご存知ですか？働く妊婦の方のための「母性健康管理措置」

男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

★新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置（※令和4年1月31日までの一時的な措置です）

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。

指導の例：感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）

★妊娠・出産や上記の措置を求めたこと等を理由とする不利益取扱いは禁止されています

不利益取扱いの例：解雇／退職の強要／契約更新がされない／正社員からパートへの転換強要等

【母性健康管理等に関する特別相談窓口（令和4年1月31日まで）】

滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL：077-523-1190（平日 8：30～17：15、土日祝休）

働く女性の妊娠・出産をサポートする
サイト「女性にやさしい職場づくりナビ」
<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html



すまいる・あくしょん宣言登録企業・団体等を募集します

滋賀県は、昨年10月に策定した「すまいる・あくしょん」に基づき様々な取組が広がるよう進めています。

今、子どもたちの笑顔を守るために様々な企業や団体等の子カラが必要です。県では、すまいる・あくしょんに取り組む宣言をしていただける企業等を募集しています。

登録いただいた企業等には、登録証をお渡しするとともにホームページ等で紹介させていただきます。



すまいる・あくしょんとは・・・

滋賀県内の小・中高生、大学生等31,320人の子どもたちの声から生まれたウィズコロナ、ポストコロナを見据えた滋賀県発の新しい行動様式。子どもの笑顔を増やすための、子どもたちの未来に繋がる7つの行動指標があり、それぞれ「子どもが自分自身のために行動できること」と「子どもが必要としていることに対して大人が行動すること」の視点があります。それぞれの立場で出来る事を考え、一人ひとりが行動にうつし、子どもたちの笑顔の輪を広げていきましょう！

詳しくはこちらから

【お問合せ先】滋賀県子ども・青少年局 TEL：077-528-3561



登録・相談・紹介
全て無料！

出向・移籍（転籍）のお手伝い！ 人材の確保、従業員の再就職支援を行っています。

『失業期間なしの人材マッチング』

◇◇◇ 産業雇用安定センターとは ◇◇◇

厚生労働省と経済・産業団体の協力により「出向・移籍（転籍）の専門機関」として発足しました。

▼次のようなケースの時、お気軽にお問い合わせください！

◇ケース1：人材を募集したい

- ◎ 事業拡大・欠員補充などにより必要な人材を確保
- ◎ 部門に精通した人材、即戦力となる人材確保

◇ケース2：従業員の再就職先探し

- ◎ 事業縮小、廃業等で人員削減を予定しているとき。
- ◎ 定年退職等でお辞めになる方への企業としての再就職支援！

◇ケース3：解雇せずに従業員の雇用を確保したい

- ◎ 従業員を関係会社以外の企業への出向を検討している

◇ケース4：60歳以上の従業員がいる

- ◎ 本人が雇用契約期間の満了後に再就職を希望されている方への企業としての再就職支援！

産業雇用安定センター主な事業

出向・移籍支援事業（再就職支援）

- 事業の整理・縮小に伴う人員削減など、会社都合による離職予定者、定年退職予定者、雇用確保措置終了者（自己都合含む）で、再就職を希望される方への再就職支援を行っています。

キャリア人材バンク事業

66歳以降も働きたい方。

- 事業主登録：60歳以上の在職者
- 個人登録：60歳～70歳以下
離職後1年以内の方

雇用シェア（在籍型出向支援）

従業員の雇用を守る在籍型出向制度

- ① キャリア・ステップアップ型出向
- ② 人材育成・交流型出向
- ③ 雇用を守る出向支援プログラム

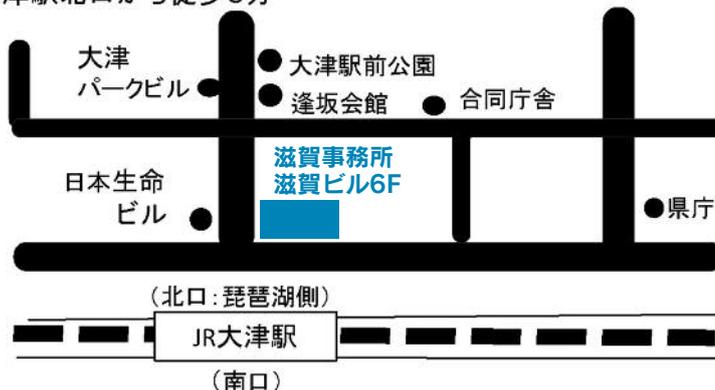


公益財団法人
産業雇用安定センター
滋賀事務所

〒520-0051
大津市梅林1-3-10 滋賀ビル6階
TEL：077-526-3991
FAX：077-526-2761

URL <http://www.sangyokoyo.or.jp/>

★大津駅北口から徒歩3分



最大100万円を移住・就業者に支給！ 東京圏からの人材を採用したい企業を募集!!

滋賀県では、国・市町と連携し、東京圏からの移住・就業者に移住支援金を支給する「移住就業支援事業」を実施しています。現在、東京圏からのU・I・Jターン就職希望者の採用をお考えの企業（対象法人）の登録を募集していますので、ぜひこの機会に登録申請をしてください。

⇒次のページから登録申請書をダウンロードし、
滋賀県に提出してください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/308826.html>



【事業の流れ】

対象企業の登録 ⇒ 「WORKしが」に対象求人を掲載 ⇒ マッチング成立
⇒ 移住者が市町に申請 ⇒ 東京圏からの移住・就業者に最大100万円を支給！（個人支給）

※採用される企業向け ⇒ 「中途採用等支援助成金（U・I・Jターンコース）」（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00002.html

【お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

TEL：077-528-3758 E-mail：fe0004@pref.shiga.lg.jp

シルバー人材センターからのお知らせ

退職予定の皆さん

シルバー人材センターで地域デビューしませんか。

社会のために、自らのために、あなたの豊かな知識と経験をシルバー人材センターで活かしませんか。

介護や育児等現役世代を支える分野、空き家や後継者のいない農地など地域の困りごと、深刻な人手不足に悩む地元の中小企業やスーパーの助っ人などシルバー人材センターは様々な場面で地域のお役に立てます。

～まずは、お住まいの市町シルバー人材センターへ、ご相談を～

【お問合せ先】

公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
〒520-0054 大津市逢坂1-1-1 テトラ大津3階
TEL：077-525-4128
FAX：077-527-9490
URL：<https://www.sjc.ne.jp/shigapref>



滋賀県シルバー普及啓発キャラクター「なまひげ先生」

労働局からのお知らせ

労働保険の申請は簡単・便利な電子申請で

従来の書面手続きに比べて電子申請は簡単便利でコストの削減も期待できます。

いつでも

365日24時間いつでも好きな時間に申請可能です。窓口の開設時間にとられません。

どこでも

労働局や労働基準監督署に出向く必要がありません。窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスから申請ができます。

スピーディーに

従来のような申請用紙への手書きが不要になります。申請ページにて内容を打ち込むだけで作成可能です。

窓口での対面確認等がありませんので新型コロナウイルス感染症対策にも繋がります。

※申請はこちらから可能です。→「e-Gov」または「<https://www.e-gov.go.jp/>」

【お問合せ先】滋賀労働局総務部労働保険徴収室 TEL：077-522-6520

～常用雇用労働者数 100人を超える事業主の皆様へ～

障害者雇用納付金制度に基づく 申告・申請の時期となりました!!

▶ 障害者雇用納付金申告・調整金申請 ◀

申告申請期間

令和3年4月1日～5月17日

※申告申請対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日の1年間分

※障害者の法定雇用率は、令和3年2月28日まで2.2%

令和3年3月1日から2.3%

※障害者雇用調整金については、申請期間を過ぎての申請には支給できませんのでご注意ください。



【お問合せ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部 高齢・障害者業務課
〒520-0856 大津市光が丘町3-13
TEL：077-537-1214 FAX：077-537-1215
E-mail：shiga-kosyo@jeed.or.jp

広告

住まいのことなら滋賀県住宅生活協へ

売りたい

建てたい

直したい

税金

その他
etc...

相続

お気軽にご相談ください!



滋賀県勤労者住宅生活協同組合

資料請求・お問い合わせ



077-524-2800

滋賀県知事(13)第631号 滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが6階 定休日/火・水・祝 営業/9:00~18:00

21世紀職業財団

2021年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内

1. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべき専門スキルについて、ロールプレイを体験しながら学びます。

開催日時 2021年4月22日(木) 13:30~16:30 担当講師 猪熊康二

2021年5月18日(火) 13:30~16:30 担当講師 村田早苗

開催方法 オンライン (Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。)

受講料 13,200円 (テキスト購入別途)

2. <会場集合型> ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべき専門スキルについて、ロールプレイを体験しながら学びます。

開催日時 2021年6月17日(木) 13:30~16:30

場所 鐵鋼會館5・6会議室 (大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町アパビル11階)

担当講師 客員講師 中崎郁子

受講料 14,300円 (テキスト代込)

3. <会場集合型> ハラスメント相談担当者セミナー アドバンス編

被害者、行為者、第三者への対応をロールプレイで体験します。講師の講評や参加者同士の意見交換からも貴重な気づきが得られ、研鑽を積む絶好のチャンスです。

開催日時 2021年7月9日(金) 9:30~16:30

場所 鐵鋼會館5・6会議室 (大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町アパビル11階)

担当講師 客員講師 井上泰世

受講料 28,600円 (テキスト代込)

【お問合せ先】

公益財団法人21世紀職業財団関西事務所

TEL : (06)4963-3820

FAX : (06)4963-3821

E-mail : kansai@jiwe.or.jp

URL : http://www.jiwe.or.jp



多彩な力が活きる社会に

21世紀職業財団

満足度
99%

内容よし！ 講師よし！ コスパよし！

ポリテクセンター滋賀主催 生産性向上支援訓練

ハロートレーニング
— 急がば学べ —

◇ ◇ ◇ 生産管理、組織マネジメントなど生産性向上におすすめ ◇ ◇ ◇

コースNo	開催日	コース名	会場
001	4/23	組織力強化のための管理	①
002	4/27	品質管理基本	①
003	5/18	テレワークを活用した業務効率化	①
004	5/19	提案型営業実践	①
005	6/8	生産現場の問題解決	①
006	6/9	業務効率向上のための時間管理	②

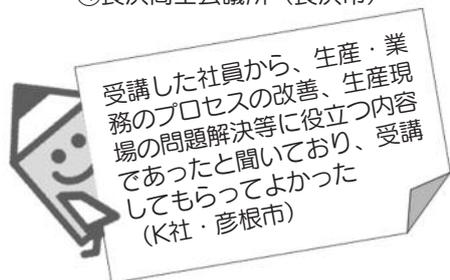
コースNo	開催日	コース名	会場
S01	6/10	人材育成の体系化と教育訓練の計画	③
007	6/17	財務管理の基本	①
S02	6/24	継承する技能・ノウハウの明確化	①
008	7/6	顧客志向の営業活動の分析と改善	①
009	7/7	職場のリーダーに求められる統率力の向上	①
010	7/14	品質管理実践	④

- 会場 ①ポリテクセンター滋賀 (大津市)
②彦根商工会議所 (彦根市)
③栗東市商工会コミュニティスペース (栗東市)
④長浜商工会議所 (長浜市)

訓練時間 9:30~16:30
受講料 3,300円/人 (税込)

コース内容及び申込方法等は、下記HPをご参照ください。S01とS02の対象は、申込時45才以上の方ですが、45才未満の方も受講できます。10名様以上の場合は、貴社に講師を派遣して実施することもできます。

定員
各回
15名



【お問合せ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部
ポリテクセンター滋賀 生産性向上人材育成支援センター
生産性センター業務課 TEL : 077-537-1176

URL : https://www3.jeed.go.jp/shiga/poly/employer/seisansei_kunren.html



『テレワークについて』

緊急事態宣言が初めて発出された2020年4月、準備が整わない中で“テレワーク”に見切り発車された会社も多かったのではないのでしょうか。あれから1年、今もコロナ禍が続くなか、「テレワーク」を定着させた会社と元に戻ってしまった会社、「テレワーク」についても2極化の動きがみられます。

今回は、「テレワーク」の課題について、取り上げてみました。



質問

テレワーク時にはどのように労働時間を管理されていますか。



回答

テレワークを行う場合も、原則として「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日策定）に基づき、適切に労働時間管理を行う必要があります。テレワーク時に労働時間管理をするポイントは、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録等による始業・終業時刻の管理と業務時間中の在席確認です。Eメールや労務管理ツールを使用する他、在席確認では常に電話連絡ができる状態にしておく、PC作業の画面を閲覧できるようにするなどの方法もあります。

また、育児・介護などで業務の中断が想定されるような場合や始終業時刻の変更を柔軟に運用する場合などは、労使でよく話し合い、事前に労働時間管理のルールを決めておく必要があります。



質問

テレワーク実施時の業績等に関する評価はどうすればいいですか。



回答

全日がテレワーク実施日でなければ、入社日に在宅勤務時の成果の確認を行うことができます。また、テレワーク実施時にも電話、メール、チャット、WEB会議等のコミュニケーションツールを用いて、業務の進捗状況や成果を確認することができます。

テレワークを行う従業員の感じる効果の1つとして、自律的に業務を進める能力の向上が期待できます。



質問

テレワーク時にも労災保険は適用されますか。



回答

テレワークをする人にも、通常の従業員と同様に労災保険法が適用されます。業務上災害と認定されるためには、業務遂行性と業務起因性の2つの要件を満たさなければなりません。

業務遂行性とは「労働者が労働契約に基づいて事業主の支配下にある状態」を言います。災害発生時に仕事をしていただかが問われます。また、業務起因性は「業務または業務行為を含めて、労働者が労働契約に基づいて事業主の支配下にある状態に伴って危険が現実化したものと経験則上認められること」を言います。

テレワーク勤務においても、業務遂行性と業務起因性を鑑み、負傷や疾病が発生した具体的状況によって、個別に労働災害の適否が判断されます。たとえ就業時間内であっても、自宅内のベランダで洗濯物を取り込む行為や、個人宛の郵便物を受け取る行為で、転んで怪我をした場合等、私的行為が原因であるものは、業務上の災害とはなりません。

厚生労働省のテレワーク総合ポータルサイト等ではテレワークの導入にあたり様々な支援策が紹介されています。是非、ご活用ください。

滋賀県労働相談所

電話番号 **077-511-1402**

0120-967164 (フリーアクセスは、滋賀県内固定電話(もしくは公衆電話)からのみ利用可能です。)

開設時間 月曜日～金曜日(平日) 10時～17時(12:30～13:30は除く)

※令和3年4月から12時～16時となります。

場所 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階(面談による相談は事前連絡が必要です)

不当労働行為事件の概要について

◆使用者からこんな行為を受けたら...

- ・労働組合に加入したら、解雇された。
- ・組合活動を理由に昇給差別を受けた。
- ・団体交渉を申し入れたが、応じてもらえない。
- ・組合の結成や運営に対し嫌がらせを受けた。

不当労働行為に
該当する可能性が
あります。

◆不当労働行為とは

労働組合法第7条では、労働三権（団結権、団体交渉権、団体行動権）を保護するため、労働組合や労働者に対する使用者の不当労働行為を禁止しています。不当労働行為は、主に以下の3類型です。

- 1 不利益取扱い 組合員であることや正当な組合活動をしたことを理由に、使用者が解雇、配転等の不利益取扱いをする行為。
- 2 団体交渉拒否 使用者が正当な理由なく団体交渉を拒む行為。
- 3 支配介入 使用者による労働組合の自主性や団結力、組織力を損なわせる行為。

◆不当労働行為を受けたと思ったら...

労働組合や組合員は、使用者が不当労働行為をしたと思われる場合は、その救済を労働委員会に申し立てることができます。申立てを受けると労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合は救済命令を発し、そうでない場合は棄却命令を発します。また、和解を勧める場合もあります。

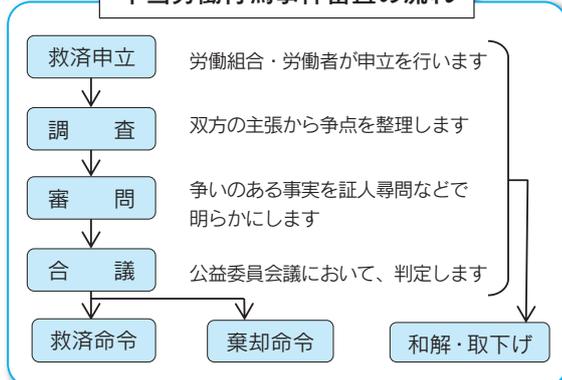
○命令 ～事実を明らかにし、不当労働行為を救済する～

審査の結果、労使双方の主張と客観的な事実とが明らかになれば、労働委員会の公益委員が合議し、不当労働行為に当たると判断すれば救済命令を発します（棄却や却下になる場合もあります）。参考事例を見てみましょう（実際の事例から一部変えています）。A社の従業員で結成されたX組合は、55歳以上の社員の基本給を減額するという新制度に反対するため団体交渉を申し入れましたが、A社が①既に決まったこととしてX組合に一切譲歩せず、なぜこの制度が必要なのかについて具体的な説明もなかったこと、②団体交渉が続いているのに就業規則を一方的に変更し、制度の導入に踏み切ったことが不当労働行為にあたるとして、当委員会に救済申立てを行いました。当委員会では、①団体交渉で具体的な説明を行わないことは、必要最低限の説明義務を果たさない不誠実な対応であり、②組合と十分な協議をしないまま一方的に制度を導入することは、組合を軽視し団体交渉権を侵害する行為で、組合への支配介入にあたる判断して、一部救済命令を発しました。

○和解 ～早く、円満に終わる～

審査中、労使双方に話し合いで解決する意思がみられる場合は、労働委員は和解を勧めます。和解手続では、労働委員の調整のもと、労使双方が合意した内容で和解します。和解内容は、強行法規に違反しない限りどんな内容でも可能です。和解のメリットは、命令を出す場合よりも将来に向けてより円満な労使関係を築き得ること、早く解決できること等です。滋賀県における過去10年間の終結事件の平均処理日数は、命令の場合が455日であるのに対し、和解・取下げの場合は133日となっています。

不当労働行為事件審査の流れ



★労働委員会への相談、不当労働行為事件救済申立て、あっせん申請等の手続は無料です。まずはお気軽にお問い合わせください。

【お問合せ先】
滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577
大津市京町四丁目1番1号 県庁東館5階
TEL : 077-528-4472
URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/roudo/>

雇用1人につき60万円を助成！

令和3年度滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金

滋賀県では、令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方等の再就職を支援するため、正規雇用労働者（正社員）として雇い入れる中小企業者や個人事業主等に対して、助成金を交付します。

対象労働者の雇用 1人につき
(1事業主につき、5人まで)

60万円

※交付要件等の詳細は、滋賀県ホームページをご確認ください。

(令和3年4月掲載予定)

※令和2年度事業から、交付要件等に変更がありますので、ご注意ください。

《助成金の申請から交付までの主な流れ》

- ① 県内正規雇用労働者として雇用
- ② 「助成金交付申請書」を県へ提出
 - 審査の上、交付決定通知または不交付決定通知



〔県内正規雇用労働者として、雇用日から3か月経過（正規雇用労働者・県内勤務）〕

- ③ 「助成金実績報告書」を県へ提出
 - 審査の上、県から「助成金」を交付

交付要綱や申請書等の各種様式等は、滋賀県ホームページからダウンロードできます。

滋賀県>県民の方>しごと・産業・観光>しごと・雇用 - お知らせ・注意

滋賀県早期再就職 助成金 検索

【お問合せ先】

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL：077-528-3767 Email：fe0004@pref.shiga.lg.jp

令和4年3月大学等卒業予定者対象求人提出のお願い

ハローワークでは、令和4年3月卒業を予定している大学生等の求人を受付けています。

ハローワークにおける求人の取扱い	
求人の受理	2月1日以降
求人の公開	4月1日以降
大学等卒業予定者に対する職業紹介	6月1日以降

大卒等卒業予定者の就職・採用活動に関する開始時期	
広報活動	卒業・終了年度に入る直前の3月1日以降
採用選考活動	卒業・終了年度の6月1日以降

企業の将来を担う人材の確保・育成のため、前途ある若者の将来のためにも、中長期的な視点から、一人でも多くの採用につながるよう、学卒求人の提出をお願いいたします。

【お問合せ先】

滋賀労働局職業安定部職業安定課
TEL：077-526-8609

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
〒520-8577 大津市京町4-1-1
TEL：077-528-3751 FAX：077-528-4873
URL：https://www.pref.shiga.lg.jp/
E-mail：fe00@pref.shiga.lg.jp